

美郷町日本酒による乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、美郷町（以下「町」という。）の伝統と名水や豊かな自然に育まれた日本酒（以下「地酒」という。）で乾杯する習慣を広めることにより、醸造業、商工業、農業、観光業等の振興に資するとともに地域の食文化を継承し、さらに、水環境資源に対する意識を深め、郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(町の役割)

第2条 町は、地酒による乾杯を推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 事業者は、地酒による乾杯を推進するために、それぞれの役割を認識し主体的に取り組むものとし、また、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、趣旨を理解するとともに、町及び事業者が行う地酒による乾杯を推進する取組みに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年3月1日から施行する。